

# 清末土薬統稅考

坂 東 泰

はじめに

清朝中央は光緒三十三年（一九〇六）八月三日に發した上諭で、中国に於ける鴉片アヘンの生産と消費を一〇年以内に一掃せよと、各省に命じた。この後に中国各地で、鴉片の禁圧運動が行われるのであるが、先行研究はそれを禁煙運動と呼んでいる。

清朝による禁煙運動を取上げた研究は、程度の差こそあれ、運動の成否に関心を向けてきた。即ち鴉片の生産、商取引、消費に対して講じられた措置を検討し、運動の成果を検証しようとするのである。<sup>(1)</sup>そこで前提となるのは、禁煙運動は社会から鴉片を撲滅する試みであった、という見方である。

しかし禁煙運動下で執られた措置の中には、鴉片の流通を前提としなければ成り立たないものがあつた。<sup>(2)</sup>換言すると禁煙運動の進展は、社会から鴉片が撲滅される事を意味してはいなかったのである。従つて禁煙運動について考える時、鴉片が撲滅されたか否かを問う必要はない事になる。そもそも二〇世紀初頭当時、禁煙運動を推進する立場にあつた官僚や紳士を含む多くの社会層で、鴉片の消費を繞る文化ともいふべきものが形成されていたといふ。<sup>(3)</sup>

こうした事情からも、禁煙運動を鴉片の撲滅に向けた試みと捉える事が、当時の実情に即した議論となり得るのか、疑問を抱かざるを得ない。

しかし清朝が禁煙運動を進めた事は確かである。実際に、各省の督撫（総督や巡撫）は上奏文の中で、その成果を強調していた。そこで次の疑問が浮ぶ。運動の進展と鴉片の撲滅とが同義ではないのであれば、督撫たちが中央に対して運動の成果を強調したのは何故なのか。かかる視点に立つ時、督撫が行った禁煙運動に関する上奏は、単なる運動の経過報告としてではなく、当時の中央・省関係の中で活動していた彼等による、試行錯誤の跡を示すものとして捉える事ができる。然りとすれば督撫の振舞いが意味する所を問い直す事で、当時の中央・省関係の一面を浮び上がらせる事も、不可能ではあるまい。但しこの作業を行う為には、先ず当時の中央と省の間に、鴉片を繞つて如何なる問題があつたのかを考えなくてはならない。

そこで禁煙運動が行われた当時の中央・省関係を見ると、両者が鴉片税収を繞つて対立していた事に気付く。そうした事情は、土葉統税（土葉統税については第一章で後述）という制度に端的な形で現れていた。

土葉統税に関する議論は、二つに大別できる。一つは財政史の文脈から行われた議論である。新政を実施しつつ義和団事件賠償金を支払っていた各省にとつて、鴉片税収は重要な財源の一つとなっていた。こうした状況の中、中央は新設官庁である練兵処の経費を工面する為に、土葉統税を実施した。中央は各省の鴉片税収を吸収し、練兵処の経費に充てようとしたのである。その結果、中央と省の間で、鴉片税収の配分を繞る対立が生じた。そして禁煙運動に伴う税収の減少は、税収の配分を繞る中央・省間の対立を激化させただけでなく、新政を制約する要因に

もなつたとされる。<sup>(4)</sup>そして今一つの議論は、二〇世紀初頭の官制改革を問題とする立場から行われたもので、土葉統税を実施する為に設けられた土葉統税総局とその分局を、中央の財務官庁である度支部の付属機構と捉えている。<sup>(5)</sup>

これら二つの議論については、次の様な問題点があると考えられる。財政史の議論が鴉片税収や土葉統税に注目したのは、突き詰めて考えれば、その税収の規模の大きさ故である。そうである以上、税収の規模が縮小していった事については、財源の喪失という評価を下してしまえば、それ以上に論を進める事は難しくなる。禁煙運動によって税収が減少し、新政を制約したという評価もまた、税収の規模を重視する姿勢から下されたものである。その結果として、鴉片税収を減少させ、新政の実施に支障を来しかねない禁煙運動が、清朝治下の各地で進められたのは何故かという、素朴な疑問に対して説得力のある説明は与えられない。こうした状況が生じるのは、鴉片税収の減少は鴉片の生産や流通が減少した事まで意味するのか、という問いが欠けている為である。そして官制改革を問題とする立場から行われた議論は、土葉統税総局と分局が発足してから廃止されるまでの沿革を論じてはいる。しかしそこで主に問題とされているのは、それらの機構の官制上の位置付けであって、そうした沿革が当時の中央・省関係から見た時にどの様な意味を持つのかは、問題とされていない。

何れにせよこのままでは、中央・省関係という視点から禁煙運動を考える為の足掛りとして、土葉統税に関する議論を位置付けられそうにない。この状況を解消するには、次の事が必要であろう。中央は土葉統税の下で、各省の鴉片税収を吸収したが、それは如何なる仕組によって実現されていたのか。かかる問題意識から、土葉統税について考えるのである。そこで問題となるのは、鴉片税収の規模の大小ではなく、中央と省の間に於ける鴉片税収の

流れであり、又、そうした税収の流れを実現させた土葉統税の運営形態である。こうした点について整理する事が、本稿の目的である。中央・省関係という視点から禁煙運動を検討する作業は、本稿の内容を踏まえ、稿を改めて行う事としたい。

一九世紀後半以降、各省の督撫が権限を拡大する事で、事実上の省財政が形成されたが、その土台となったのは、督撫の下で設けられた種々の「局所」による活動であった。「局所」とは、州県等とは系統を異とする、非法定的な行財政機構である。「局所」の責任者には、布政使等の地方上級官僚が名を連ねていたものの、その実際の業務は、督撫からの委任を受けた候補官や在地紳士により遂行された。<sup>(6)</sup> こうした事態については、中央の各省に対する統制力が弱まったと捉える見方もあれば、新政時期に各省で進められた「局所」の統廃合を念頭に置き、中央による各省の統合が維持されていたと捉える見方もある。何れにしても、「局所」の活動を通じて得られた税収の扱いが、中央と省との間に摩擦を引起す要因となった事だけは確かであろう。<sup>(7)</sup> 「局所」を繞る評価如何について論じる事は、ここで目的とする所ではないのであるが、本稿の目的と関係する限りで、中央による税収の吸収と各省で財務を担った「局所」との関係について、言及する事になるであろう。

以下では次の順序で論を進める。第一章では、土葉統税の導入から廃止に至るまでの沿革を概観する。第二章では、税収の配分に関する事を中心として、土葉統税の運営形態を考察する。第三章では、土葉統税の実施が省に与えた影響を考察し、鴉片税収が中央化された仕組について論じる。なお、全ての地域を一度に扱う事はできないので、本稿では山西省を例に取り、考察を行う事とする。同省は二〇世紀初頭の中国に於ける主要な鴉片産地の一つ

であり、自省に於ける鴉片の生産量とその消費量とが概ね対応する自給自足的な省でもあり、加えて辛亥革命前に罌粟栽培の撲滅が宣言された省の一つでもあった。<sup>(9)</sup>

## 第一章 土薬統税の沿革

清朝中央は光緒二十九年（一九〇三）に練兵処（光緒三十三年に兵部と共に陸軍部へ改組）を設け、当時袁世凱の麾下にあった北洋軍を範とする、新式陸軍の建設と統轄を行う事とした。<sup>(10)</sup> それと同時に、同処の経費を確保する事が問題となった。

夙に指摘される如く、中央の財務官庁たる戸部の役割は、独自の財源を持つ事ではなく、各地で徴収された税収の送金先を指示する事であって、中央の収入はその大半を、各省からの送金に依存した。<sup>(11)</sup> 練兵処の経費も、各省からの送金で確保する事が目指された。戸部は当初、田賦の余得整理や、煙草、酒、砂糖等の諸税を増徴する事で、練兵処の経費を工面しようとした。<sup>(12)</sup> それに対して各省は戸部の指定した財源ではなく、銅元鑄造差益等の別財源から、戸部への送金を行った。<sup>(13)</sup> 結局、戸部が初めに立てた方針では、十分な経費が集まらなかった。かかる状況の中、中央は鴉片税収に注目し始める。

練兵大臣の鉄良が光緒三〇年（一九〇四）一月四日に行った上奏は、中央が各省の鴉片税収を吸収する契機となる。彼は湖北省等で実施された四省統捐に注目する。湖北、湖南、江西、安徽の四省は、湖北省宜昌に共同で総局を設け、四川省から移出される鴉片の流通に課税する統捐を行った結果、各省が別個の税制下にあった頃よりも、

多額の税収を得るに至ったという。そこで鉄良は次の事を提案した。前述の四省及び江蘇、福建、広東、広西の計八省を、四川、雲南、貴州の各省から移出される鴉片の販売域と捉え、そこに画一的な税制を敷いて税制の不統一に因る脱税を防ぎ、得られた税収を練兵処の経費に充てるという<sup>(14)</sup>。

鉄良の提案を承け、光緒三〇年末に八省土膏統捐の導入が決まり、翌三一年（一九〇五）から実施された。各省の光緒二九年の鴉片税収を定額収入とし、その余剰分が中央へ送られて練兵処の経費に充てられる事とされた。そして八省土膏統捐を統括する立場には、柯逢時が就任した<sup>(15)</sup>。

かかる措置の適用範囲は、光緒三二年に一八省まで拡大し、名称も土葉統税と改められ、各省の光緒三〇年の鴉片税収を定額収入とし、その余剰分を中央に送って練兵処の経費に充てる事とされた。土葉統税の下では、輸送される鴉片が最初に関所を通過した際、鴉片一〇〇斤（即ち一担）毎に正税として庫平銀一〇〇両、経費として庫平銀一五両、計一一五両を徴収する。そして納税した鴉片には、納税証書として印紙と鑑札を交付し、その後の重複課税を免除する事とされた<sup>(16)</sup>。同年一〇月までに、湖北省武昌に土葉統税総局が、各省に土葉統税分局が、それぞれ設けられた<sup>(17)</sup>。かくして山西省にも、土葉統税分局が置かれたのである。

各省の土葉統税分局は、宣統元年（一九〇九）後半から廃止され始める（山西省の分局は同年九月に廃止された<sup>(18)</sup>）。そして度支部は宣統三年二月二〇日の上奏で、当時残っていた土葉統税総局と分局の廃止を建議し、それが裁可された事<sup>(19)</sup>で、土葉統税の廃止が決まった。土葉統税が廃止されるまでに、中央には二八〇〇余万両が供給されたという<sup>(20)</sup>。

## 第二章 土葉統税の実施体制

### 第一節 土葉統税の実際——山西省の場合

本章では、土葉統税が如何に運営されたのかを見ていくのだが、それに先立ち、山西省の土葉統税が史料中での様に記されているのかを確認し、考察の手掛りを得ておきたい。同省に於ける土葉統税の概要は、清理財政局の編纂に係る『山西全省財政説明書』（以下『説明書』とする）から知る事ができる。宣統年間に進められた清理財政政策では、中央の財政基盤の強化や予算制度を導入する目的から、国税と地方税を区分する国地財政劃分が構想されており、<sup>(21)</sup>その実現に向けた措置の一つとして、各省に清理財政局が置かれた。同局の下で、各省の財政状況（就中、督撫が中央の決裁を経ずに独自の裁量で動かした経費である外銷の状況）に関する調査、財政説明書や予算案の作成といった事務が行われた。<sup>(22)</sup>『説明書』も、そうした活動の産物である。

『説明書』に収録された「山西藩庫内外銷收支各款説明書」は、山西省に於ける土葉統税を次の様に説明する。

前項（土葉統税）は間接対物消費稅で、國家の經常收入たるべきものであり、光緒三十二年に〔戸〕部の咨文を受取り、土葉統税を開始したのである。山西省は分局を設け、統税を徵收し、章程では純鴉片一〇〇斤毎に、税捐を分けず、正項の統税として庫平銀一〇〇兩を全て徵收し、同時に經費として庫平銀一五兩を徵收すると定めた。山西省が以前徵收していた各項の藥料釐税は、全て停止した。山西省への配分額は、既に章程を詳細に定めており、徵收された統税の内から、山西省は四割を配分され、歲入には定額がない。光緒三四年の〔同省

に対する）実際の配分収入は、銀一七万五三四兩一分六釐であり、内銷である。<sup>(23)</sup>（傍線・引用者）

土薬統税が内銷として説明されているのは、それが練兵処の経費を工面する目的で始められたものであり、中央に対する会計報告が行われたからであろう。光緒三四年（一九〇八）の収入が記されているのは、「山西藩庫内外銷收支各款説明書」の編纂方針<sup>(24)</sup>のみならず、山西省の土薬統税分局が廃止された時期の関係上、同年が山西省で土薬統税を実施した事実上最後の年だった事に因ると考えられる。

この記事で注目されるのは傍線箇所である。土薬統税については「章程」が存在し、徴収した税収の四割を山西省に配分すると定め（即ち残る六割が土薬統税分局に配分される）、歳入に定額はないという。これは一見すると、前に見た土薬統税の方針と矛盾している。何故この様な説明が生れるのか。節を改め、その背景を探ろう。

## 第二節 税収の配分

前節で、土薬統税に関する章程が存在した事を見た。その章程に該当すると考えられるのは、光緒三二年六月二五日付の『東方雜誌』に掲載された「土薬統税章程」である。<sup>(25)</sup>同章程は「抽収條款」、「派員條款」、「照花條款」、「支報條款」、「善後條款」という五つの区分の下に、条文を配列する形で構成されており、各条文に通り番号は付されていない。以下ではこの章程を基に、税収の配分に関する事柄を中心として、制度の内面を考察する。

先ず徴収された税収の動きについては、「支報條款」に次の記述が見出せる。

各省の局卡（各地で徴税をする関所）が毎月徴収した正税や費用の銀両は、毎月その全額を統税分局に送り、統

税分局が奏定分撥章程に準拠して、配分すべき額を査定し、その額をその省へ払戻し、その他は全て総局に送り、貯えて支出に備えよ。……直隸、山東、山西、河南、陝西、甘肅等の省にある各分局の余剰収入の銀両は、直接戸部へ送り、簡潔にせよ。<sup>(26)</sup>

各地の局卡で徴収した税収は、毎月その全額を土葉統稅分局に送り、「分撥章程」に従って配分額を決め、省に払戻すという。土葉統稅は、各省の定額収入とされた光緒三〇年の税収額を満たすまで、税収を各省に引渡し、然る後に余剰分を土葉統稅總局（山西省の場合は戸部）に送る、という仕組にはなっていなかった。各省が享受する筈の定額収入という基準は、実質的には無いも同然だった事になる。

又、「土葉統稅章程」の他に、「分撥章程」が存在したという。「分撥章程」そのものを確認し得る史料は見出せていないが、それに相当する内容は、前に引いた「山西藩庫内外銷取支各款説明書」の記事から見出せる。即ち土葉統稅収入の四割を山西省へ払戻すという、税収の配分比率である。従って「山西藩庫内外銷取支各款説明書」で、土葉統稅について「定額はない」とされていたのは、自然な事だったのである。

### 第三節 配分する税収額の計算

次に、税収の配分額は何に基づいて決めていたのか、という問題を検討しよう。「土葉統稅章程」の「支報條款」に次の記述がある。

〔各省に〕配分すべき額は全て、鴉片商人が提出した執照や税単を拠り所として〔決め〕、〔各省の〕定額以上は配

分しない。毎月各局カードが分局に帳簿で報告し、分局が査定して帳簿を作り、総局に提出する。但し執照と税単には、必ず該局カードの委員が、自らの銜名と、「税を」徴収した月日を押し印しなければならぬ。総局は専らこれ（執照や税単）に拠り検査する。もし齟齬や報告漏れがあれば、「徴収から配分するとされた」額を配分してはならない。<sup>(27)</sup>

各省に配分する税収額は、納税済みの鴉片に交付された鑑札を基に決定したという。

納税証書である印紙と鑑札には、幾つか種類があった。印紙については、各地の局カードで交付する方形のものと、海関で交付する円形のものがあった。鑑札については、藍色の四聯執照、紅色の四聯專照、黒色の四聯税單があり、それらとは別に箱單（取引される荷物の箱毎に付する仕切書であり、税関等で行われる検査の際に提出する）が用意された。これらの証書類は土薬統稅総局で製造され、各省の土薬統稅分局、更には各地の局カードや海関へ配布された。<sup>(28)</sup>そして一切の証書は、土薬統稅分局から各地の局カードや海関へ派遣された委員によって管理され、その交付の際は、分局から派遣された委員と各省の派遣した委員とが共同で監視する事とされた。<sup>(29)</sup>

これらの証書類は次の様に使い分けられた。各地の局カードで、省を跨いで運ばれる鴉片から徴収した場合、方形の印紙と四聯執照を交付した。<sup>(30)</sup>海関で徴収した場合、円形の印紙と四聯專照と箱單を交付した。<sup>(31)</sup>そして課税対象である鴉片の産地と消費地が同一省内の場合（以下、便宜的に地産地消と表現する）、方形の印紙と四聯税單を交付した。<sup>(32)</sup>

納税を済ませた商人が或る省で鴉片を売る場合、局カードや海関にその旨を申告し、納税時に交付された四聯執照、四聯專照、四聯税單を返納する。そして返納された四聯執照や四聯税單に代えて、箱單が貨物（鴉片）に貼付され

た。海関で納税し、先に箱単を交付されていた場合、四聯專照を返納すると、予め交付されていた箱単に何処の省で鴉片を売るのが記入された。この手続を通して、商人は鴉片の販売を許可され、<sup>(33)</sup> 徵稅機構は稅収の配分額を決める拠り所とする鑑札を回収した。

執照、專照、稅單は四聯（四枚綴）であり、次の様な方法で用いられた。徵稅の際、徵稅を行った委員の銜名、徵稅した月日、徵收した稅高、交付した印紙の号数といった事項を記し、商人に四枚の内一枚を交付する。この一枚が徵稅機構に回収される手続きは既に述べた。残る三枚は、一枚を土葉統稅分局で控えとして保管し、土葉統稅總局と戸部にそれぞれ一枚ずつ送り、檢査に備えた。<sup>(34)</sup>

複數種の鑑札が用意された事は、稅収の配分先を決める事と關係していた様である。それと言うのも、地產地消に当たる鴉片から得た稅収は、その鴉片を生産した省に払戻し、他省に運ばれる鴉片から得た稅収は、その鴉片が運ばれて売られた省に払戻すとされたのである。<sup>(35)</sup>

#### 第四節 誰が徵稅に携るのか——省内で徵稅に携った機關

土葉統稅を実施する為に、各省では土葉統稅分局が置かれたのであるが、同局だけが徵稅業務を行っていたのではない。それと言うのも、「土葉統稅章程」の「抽收條款」に拠れば、課稅対象の鴉片が地產地消に当たる場合、その鴉片の産地である省から官員を派遣し、徵稅する事とされていたからである。<sup>(36)</sup>

山西省について見ると、同省巡撫の宝棗は光緒三四年一〇月一七日に行った上奏で、

思うに現在〔土薬〕統税は坐賈と共同で行っており、〔罌粟を栽培する〕土地の調査及び〔税の〕徴収、保管、報告、送金の各事項は全て、何れも本省地方の印官委員の各官が経理しています。<sup>(37)</sup>

と述べている。ここから読取れる事は二つある。一つは坐賈（店舗を持つ商人）を通じて鴉片の流通を管理し、徴税を行う上で好都合な状況にしようとしていた事である。民政部が光緒三四年四月二四日に上奏した「稽核禁煙章程」に拠ると、山西省では次の様な措置が執られていたという。地元の市場に公行がある場合、罌粟栽培者による鴉片の売却、鴉片販売店による鴉片の購入、行人人による鴉片の購入及び運搬といった各取引は、公行を介して行われた。そして公行には、各機会に取引された鴉片の量を調べて局卡に報告させ、調査に備えたという。<sup>(38)</sup> 右の引用文に現れる坐賈は、公行に相当する存在と理解するべきだろう。

そして今一つは、山西省の「地方の印官委員」が徴税業務に携っていた事である。彼等が罌粟を栽培する土地の調査に携っていた事を手掛りとして、該当する存在を探せば、山西財政局とそこに関係する各官が浮上してくる。

山西財政局も又、本稿の「はじめに」で言及した「局所」の一つであり、光緒三二年当時の山西巡撫である恩壽の下で、省内の財務に関わる「局所」を併合して設けられた<sup>(39)</sup>（当初は山西財政処として発足したが、後に山西財政局と改称した<sup>(40)</sup>）。

山西財政局について定めた「山西財政処章程」の第三章「職任」、第一一条に、「本処は本〔省〕の布政使、按察使、冀寧道を督辦とし、候補道二員を、それぞれ総辦と会辦とに充て、それにより全体を統括する<sup>(41)</sup>」とあり、布政使を始めとする正規の上級官僚と候補官が、同局の業務を統括する事とされている。ここに見えるのは責任者の分

担だけであるが、その他の実務は候補官や在地紳士が遂行していたと理解するのが妥当であろう。又、同章程の第二章「権限」、第二条には、

本処は布政使司と共に財政を管轄する。その〔管轄の〕境界は税目が経制であるか否かで判定する。田賦、雑賦、税課、租息等、従来から経制の税目であるものは、専ら布政使司が管轄する。釐税及び新設の各税目は、何れも本処が審査する。しかし本処は財政を総括する部局であり、何れの税目かを問わず、総合的に調査する責任を持つ。出納については、布政使司庫が全て管理し、慎重に行つて〔分担上の〕混乱が無い様にする<sup>(42)</sup>。

とある。布政使司は田賦等、経制とされる税目（所謂正額に相当するものだろう）を管轄し、山西財政局は釐税等、新設された税目を管轄するという。そして徴収された税収の管理等は、両者が協力して行つていた様である。

山西財政局の内部には、籌計所、釐税所、糧餉所、庶務所、工程所、捐輸所という六つの下部組織が置かれた<sup>(43)</sup>。この内、釐税所については、「山西財政処章程」の第三章「職任」、第二条に、「釐税所は行商、坐賈、罌粟栽培地及び煙草、酒、塩、城、煤炭の釐税を管理する<sup>(44)</sup>」とあり、鴉片の販売に関わる行商や坐賈のみならず、罌粟栽培地に課せられた釐税も管理するとされていた。これらの事から、山西省で土葉統稅分局とは別に、土葉統稅の徴収業務を行つたのは、山西財政局とその関係各官であつたと言えよう。

### 第三章 土葉統税の實施が省に及ぼした影響

#### 第一節 土葉統税分局による各省機關の活動の点檢

土葉統税が實施された事は、省に如何なる影響を及ぼしたのたろうか。先ず指摘できるのは、省の機關が行つていた徵稅業務に、土葉統税分局が関与する様になつた、という事である。既に見た通り、課稅対象の鴉片が地産地消に当たたる場合、その鴉片を産出した省が官員を派遣し、徵稅する事とされていた。山西省の場合、山西財政局とその關係官員が、徵稅を担当していた。しかしそれらの徵稅担当機關の活動に、土葉統税分局が全く関与しなかつたわけではない。全ての納稅証書が、土葉統税分局から各地の局卡や海關へ派遣された官員により管理された以上、地産地消に当たたる鴉片に交付する稅單も、その例外ではなかつたからである。徵稅業務を行う際の主導權は、土葉統税分局が握つていたのである。

徵稅場所である局卡の管轄についても、「土葉統税章程」の「派員條款」に拠ると、局卡を新設する場合は、土葉統税分局が計画して實施する事とされ、既存の局卡の存廢やそこに派遣されている官員の交代については、当該省の督撫が担当機關を監督し、土葉統税分局と共同して行う事とされた。<sup>(45)</sup> 又、同章程の「派員條款」に拠ると、納稅済みの鴉片が各省に入ると、最初に通過する局卡で、入境した商人の名、貨物（鴉片）の重量、執照や印紙の番号を調べ、その結果を土葉統税總局と分局に報告する事とされていた。そしてかかる調査が行われる局卡には、土葉統税分局から官員を派遣する事とされていたのである。<sup>(46)</sup>

従って土葉統稅分局は、新設された局卡と既存のものとを問わず、省内の全ての局卡に関与する権限を持つていたと考えられる。そして既存の局卡に配置されていた官員を交代させる場合、その後任には土葉統稅分局の官員が派遣されたのであろう。土葉統稅分局は以上の措置により、省の徵稅担当機關が行う徵稅業務を点檢し得る様になつたと考えられる。

## 第二節 徵收されるのは通過稅だけか

土葉統稅は、流通過程の鴉片に課せられる通過稅として導入された。しかしその実施状況を見ると、通過稅とは言い難い側面も見出される。山西巡撫の宝棻は、宣統元年一月一日の上奏で、「〔光緒〕三十二年の秋、〔土葉〕統稅を開始し、〔戸〕部の定めた章程に融通を利かせ、〔罌粟を栽培する〕土地につき統稅を徵收しました」と述べている。罌粟を栽培する土地から、「〔土葉〕統稅」として土地稅を徵收したというのである。「土葉統稅章程」の「抽收條款」に拠ると、土葉統稅を施行した後、罌粟栽培地への課稅を停止する事とされていた。<sup>(48)</sup>しかしこの規定は光緒三十三年に入る頃には、罌粟栽培地の拡大を招いて禁煙運動の妨げになるといふ、度支部の主張を承けて削除され、罌粟栽培地への課稅措置を検討する事が各省に指示された。<sup>(49)</sup>

山西省で執られた措置については、度支部が光緒三四年一月二八日の上奏で、

山西省は從來〔罌粟栽培地から〕畝稅を徵收していましたが、土葉統稅を始めて後、畝稅を統稅に繰入れ、上地では從來每畝六錢を徵收したものに、〔稅を〕増やして二兩三錢四釐を徵收し、下地では從來每畝三錢六分を徵

収したものに、「税を」増やして八錢六分四釐を徴収すると定めました。徴収された税は、四割を山西省の原額に配分し、六割は土薬統稅分局に歸し、「北京へ」送金して練兵經費に充てる事としました。<sup>(50)</sup>

と述べている。土地と下地という区分が見えるものの、両者を分ける基準は明示されておらず、詳細は不明である。畝稅の徴収が山西財政局により行われた事は、既に述べた同局の職掌を想起すれば自ずと理解されよう。そして罌粟栽培地から得た畝稅収入も、土薬統稅と同様、その六割を土薬統稅分局に配分し、残りの四割を山西省に配分する事とされていた。これが、宝棗が「罌粟を栽培する」土地につき統稅を徴収し」と述べ、度支部が「土薬統稅を始めて後、畝稅を統稅に繰入れ」と述べた所以なのだろう。

### 第三節 罌粟栽培地への課稅が続いた理由

度支部は何故、罌粟栽培地に対する課稅の停止を取止めたのだろうか。光緒三三年八月から十一月にかけて起きた出来事が、この疑問について考える手掛りとなる。

督辦土薬統稅大臣の柯逢時は、同年八月五日に行った上奏で、同年九月末日に土薬統稅總局と分局を廢止し、各省に稅務を自ら處理させるか、或は度支部が方法を講じて各省の稅務を統一的に計畫する様に進言した。<sup>(51)</sup> その際、彼は次の様な事を述べている。四川省や雲南省は土薬統稅を始めて後、省内の鴉片販売を未だ整理できておらず、それにより生じた稅収の不足を埋合せる為に、他省へ移出される鴉片から徴収した稅収を流用した。これにより生じた空白を埋めるべく、土薬統稅總局から稅収を流用しているが、収入には限りがあるので、既に支払い難い情勢

となつてゐる。已む無く度支部と諮り、両省に於ける土葉統税は停止した。土葉統税を始めて後、一年の満期までに徴収された税収は銀九〇〇余万兩に過ぎない。度支部へ送つた三七〇万兩を除き、各省に払うべき額は五六〇万兩に上るが、催促をしても税収に余裕のある所から不足している所へ融通する術がない。その上、各省で禁煙を實施するに当たり、鴉片商人は鴉片の運搬を止め、度支部に送る余剰収入が無くなるだけでなく、各省に払うべき定額収入も期日通りに払い難くなつてゐる。<sup>(52)</sup>

度支部は同年一月四日に覆奏し、柯逢時の進言は斥けられ、土葉統税は継続される事となつた。<sup>(53)</sup> その際、度支部は次の様に述べてゐる。

〔土葉統税収入が不足するのは〕一つには禁煙の処理が、未だに適切ではないからです。禁煙は先ず〔罌粟を栽培する〕土地の調査から着手しなければならず、土地の調査は取分け地方官が専ら責任とする所です。果たして各省に適切に〔調査を〕遵行させ、山西省の統税の方法の如く、土地に準じて税を計り、引続き商人から〔土葉統税を〕納めさせれば、民から〔税を〕出させずとも、〔徴収される税〕金の増加は甚だ多いでしょう。今各省の統税の収入数を総計すると、一〇〇〇万〔兩〕に及ぼうとしており、全て出境し販売された鴉片から得てゐるのです。自省生産自省販売〔の鴉片に対する徴税〕を問うに至つては、山西省の処理が最も順調で、安徽省がこれに次ぐだけです。その他の省は、何れも民間が自ら〔罌粟を〕栽培し自ら〔鴉片を〕吸飲すると言ひ、税の出る所が無く、未だ禁煙以前に当たると、なおも言えましよう。<sup>(54)</sup>

この様に述べた上で、度支部は次の様に主張する。罌粟栽培地を調べ、省内の鴉片販売を整理すれば、直ちに巨額

の税収を工面できるのであり、練兵経費に裨益するのみならず、各省に払う経費も融通し得るとい<sup>(55)</sup>う。

かかる度支部の主張から、罌粟栽培地に対する課税が続いた理由は、次の様に考えられよう。度支部は地産地消に当たる鴉片から得られた税収への関与を強め、陸軍部経費を工面する上で、より好都合な状況を作り出そうとしていたのである。

#### 第四節 土薬統税の実施により省が受けた圧力

土薬統税の実施により、山西省が受取る鴉片税収は減少した。宝棻は宣統元年一月一日の上奏で、「山西省の布政使庫は、元来赤字です。鴉片税は、実に収入の大宗でした。光緒三〇年分は、合計で銀四九万余両を徴収して「<sup>(56)</sup>ました」と述べている。又、宣統元年四月から五月にかけて、山西省の禁煙運動を視察した在華英国公使館員のブレナン (J. F. Brennan) は、太原府で当時山西布政使だった丁宝銓と面会し、同省の鴉片税収について次の様に説明されたという。即ち同省は以前、土薬統税から三〇万両、罌粟栽培地への付加税 (即ち畝税) から二〇万両、計五〇万両を得ていたとい<sup>(57)</sup>う。宝棻の上奏に見えていた「銀四九万余両」と概ね一致する数字である。そしてこれらの収入の四割が山西省に払戻された。その結果が、本稿の第二章で引いた「山西藩庫内外銷収支各款説明書」に記されていた数字なのであろう。

尤も「山西藩庫内外銷収支各款説明書」の伝える数字通りに、山西省へ税収が払戻されていたかと言うと、それも疑わしい所がある。それと言うのも、宝棻は宣統元年一月一日の上奏で、次の様に述べているからである。

〔課税対象の鴉片を〕 自省生産自省販売、他省生産自省販売、自省生産他省販売という各名目に分け、一〇月から翌年九月までを一期としました。税の配分は、土薬統稅分局が六割であり、山西省が四割です。第一と第二の兩期に山西省が得るべき配分額を計算すると、二二万兩と二三万兩です。……しかし第一と第二の兩期に於ける土薬統稅の支払は、官民で未納となつて五万余兩を除くと、土薬統稅分局による計算に照らしても、なおも山西省に配分すべき銀が六万から七万兩あります。また第二期の一〇月の後、「罌粟」栽培を禁ずる前に〔山西省に〕配分すべき額も、まだ支払われていません。<sup>(58)</sup>

山西省に払われる筈の税収が、払われていないという。度支部も同年二月一日の上奏で、

臣部が直ちに督辦土薬統稅大臣の柯逢時に電報で尋ねると、受取つた返答の電報は、「山西省には第一期に銀二四万二一〇〇余兩を配分すべきであり、既に配分したものを除いて銀二万八一〇〇余兩の不足が補われるべきである。第二期は銀二三万八一〇〇余兩を配分すべきであり、既に配分されたものを除いて銀一二万二四〇〇余兩の不足が補われるべきである。……」と申しております。<sup>(59)</sup>

と述べており、山西省に対する税収の未払いという事実を認めている。

何故この様な事態が起きたのか。そこで「土薬統稅章程」を見ると、「派員條款」に、

総局は暫く武昌省城に設ける。各省は何れも要衝に分局を設け、暫くは直隸と山東に一員を、河南と山西に一員を、四川と雲南と貴州に一員を、湖北に一員を、江西と湖南に一員を、江蘇と安徽に一員を、浙江と福建に一員を、陝西と甘肅に一員を、広東と広西に一員を、派遣する。これら計九人は、何れも上奏して派遣し、道

員を正辦とし、稅務を総括する。その責任は極めて重い。該省の余剰収入数が、該員の功績である。<sup>(60)</sup>

とある。即ち各省の土葉統稅分局で稅務を総括する正辦は、自らの管轄する省から中央に供給された稅收の額を基にして、勤務を評定されたのである。当然ながら、中央に供給される稅收が多い程、正辦は高い評価を受ける。

そして山西省の土葉統稅分局に派遣された正辦が、度支部から表彰された事も確認できる。度支部は光緒三四年二月三日の上奏で、土葉統稅分局に派遣された官員の幾人かを表彰しているが、そこで引用された柯逢時による咨文は、

二品銜江蘇補用道の方碩輔は、昨年〔柯逢時が〕上奏して河南、山西兩省の土葉統稅〔分局〕に派遣された。該員は先ず河南省に赴き、經營が軌道に乗り、次いで山西省に赴くと、自省生産自省販売〔の鴉片に対する徵稅を〕整備し、查畝章程を計畫して協議した。商人は従順であり、〔土葉統稅を〕遂行する事は最も適切である。<sup>(61)</sup>

と述べている。山西省の土葉統稅分局で正辦を務めた方碩輔なる人物が推挙されている。

正辦の勤務評定が、中央に供給された稅收額に基づいて行われる以上、正辦が自らの管轄する省に払戻す稅收額を減らし、中央へ送る稅收額を増やしていたとしても、不思議ではない。實際に、山西省に対する稅收の未払いは起きていた。第二章で確認した所の、土葉統稅收入の動きを想起するならば、山西省が受取っていなかった稅收は、土葉統稅分局から度支部へ送られた事になる。そして度支部も、正辦の振舞いを進んで処罰しようとは考えなかつたであろう。中央は各省の鴉片稅收を吸収する為に、土葉統稅を実施したのであり、正辦が中央に送る稅收額を増やす事は、度支部にとって好都合な事だからである。程度の差こそあれ、他の省でも同様の事態は起きていたと考

えられる。

#### 第五節 鴉片税収が中央化された仕組

前節までの内容から、土葉統税の下で鴉片税収が中央化されたのは、度支部が徴税機構を運営する際の主導権を握った事に因る、と言ってよいであろう。徴税に伴う納税証書の交付と、局卡における納税証書それ自体の管理とが、土葉統税分局の押さえる所となっている以上、督撫の影響下にある「局所」が実際の徴税業務を行っていたとしても、それは度支部の主導下にあるのと同じ事になる。尤もこの仕組については、同時に次の事も指摘しておきたい。

第一に、これは右に述べた事の裏返しであるが、中央は土葉統税という形式の下でなければ、各省の鴉片税収に関与できていなかったのである。度支部は徴税機構を運営する主導権を握った。しかしその事が意味を持つためには、各省が土葉統税という枠組みの中に留まり続ける、という条件が満たされなくてはならない。

そして第二に、土葉統税という制度は、言うなれば鴉片の流通を捕捉する為の網であって、鴉片そのものの流れではない。徴税という手続を経た後に、初めて政府は税収を手にする。中央が各省に於ける徴税業務を点検できる様になったとしても、徴税機構と鴉片の流通経路とが重なっていないければ、土葉統税は税収を齎す手段として機能しないのである。

そして徴税機構と鴉片の流通経路とが重なっている状態を保ち得るか否かは、各省の動向に懸っていた。かかる

事情は、度支部が光緒三十三年一月四日に行った上奏の中で、罌粟栽培地の調査や各省内に於ける鴉片販売の整理を、各省の為すべき事として位置付けていた事から見て取れるであろう。従つて、各省が土葉統税という制度に対して影響力を行使し得る余地は、なおも残っていたと言つてよい。同じ上奏の中で、度支部が山西省の状況を高く評価していたのは、当時の同省で執られていた鴉片の流通に対する統制策が、度支部の利害に合致する結果となつていた為だと考えられる。しかしそうした状況がその後も維持されたか否かは、自ずと別の問題である。

### おわりに

本論で述べた事を纏める。清朝中央は、新設した練兵処の経費を工面する為に、通過税としての土葉統税を導入して、各省の鴉片税収を吸収しようとした。この制度の下では、光緒三〇年の鴉片税収額を各省の定額収入とし、その余剰分を中央に送るとされた。しかし実際に行われた税収の配分は、予め決められた比率に基づいて行われており、各省の定額収入という基準は無いも同然であつた。

土葉統税の実施に伴い、武昌に土葉統税総局が置かれ、各省には土葉統税分局が置かれた。これらの機構は、納税証書の管理や、徵税場所である局卡の管轄を通じて、徵税業務の主導権を握つた。こうした状況の下では、督撫の影響下にあつた「局所」による土葉統税の徵收業務も、度支部が主導しているのと同じ事になっていたのである。

山西省では、罌粟を栽培する土地から徵收された畝税が、土葉統税に繰入れられていた。即ち畝税収入も土葉統税と同様、所定の比率に基づいて、省と中央の間で配分されたのである。当初、土葉統税を実施した後に、畝税の

徴収は停止される筈だったが、度支部はそれを撤回させた。この事の背景には、地産地消に当たる鴉片から得られた税収への関与を強めるという、度支部の意図があったと考えられる。

又、山西省では、同省に対する土薬統稅収入の未払いが起きていた。かかる事態は、土薬統稅分局に派遣され、稅務を総括した正辦の行動により、引起こされていたと考えられる。正辦の勤務評定は、中央に供給された稅收額に基づいて行われる事とされていた。それ故、正辦は山西省に払戻す稅收額を減らし、中央に送る稅收額を増やしていたと考えられるのである。

中央が土薬統稅によつて各省の鴉片稅收を吸収できたのは、度支部が徴稅機構を運営する主導権を握つたからである。しかしそれは裏返せば、中央は土薬統稅という形式の下でなければ、各省の鴉片稅收に関与できていなかった、という事でもある。度支部は徴稅機構を運営する主導権を握つたが、それは各省が土薬統稅という枠組に留まり続けてこそ、意味がある事となる。又、土薬統稅が稅收を齎す手段として機能する為には、徴稅機構と鴉片の流通経路が重なり合う状態にしなければならず、その状態を維持し得るか否かは、各省の動向に懸つていた。従つて各省が土薬統稅という制度に影響力を行使し得る余地は、なおも残つていたと言える。それでは禁煙運動の進展は、鴉片稅收が中央化される仕組に対し、如何なる影響を与えたのか。それは督撫たちが禁煙運動の成果を強調していった事と、どの様に繋がるのか。これらの課題には、別稿で取組む事としたい。<sup>(62)</sup>

## 註

(1) 禁煙運動下の施策の概観は、本稿と問題関心を同じくする別稿「清末の禁煙運動に於ける中央・省関係——土葉統税との連関を中心に」(『中国研究月報』第七七卷第四号、二〇二三年)で行った。それ故、清朝が行った禁煙運動に

関する研究の整理は、最小限に止める。禁煙運動を、社会から鴉片を撲滅する試みとして捉えようとする姿勢は、于恩徳『中国禁煙法令変遷史』中華書局、一九三四年(沈葉龍主編『近代中国史料叢刊』第八八輯、八七八、文海出版社、一九七三年影印)、第五章以来、今日まで続くものである。近年、運動の一時期に関する史料を基にして成否を評価する事は適切ではないという批判が為されている。村上衛「禁煙と吸煙のあいだ——禁煙運動下の閩南社会」、斯波義信・岡本隆司編『改訂増補モリソン・パンフレットの世界』東洋文庫、二〇一七年、二七九—三〇四頁。又、清朝による禁煙運動は、外国産鴉片の輸入を停止させた上で、中国産鴉片に対する専売制を導入する為の試みだったと捉える見方も示されている。新村容子「モリソン・パンフレットより見る二〇世紀初頭アヘン追放運動」、斯波・岡本前掲編

書、二一七—二七七頁。こうした議論は、禁煙運動に関する議論の在り方そのものを問い直す事に繋がるものだが、依然として運動の成否を問題としている為、従前の議論の形に回帰してしまう可能性も抱えている。

(2) 各地の清朝官憲は戒煙(鴉片吸飲者に鴉片を断たせる試み)を実施するに際し、戒煙薬という一種の薬剤を製造し、鴉片吸飲者に供給した。しかし戒煙薬は鴉片を原料の一つとしていた為、その製造・供給機関として設けられた戒煙所は事実上、鴉片の流通経路であった。拙稿「戒煙より見る清末禁煙運動」『北大史学』第五八号、二〇一八年、九六一—一二頁。

(3) 消費を繞る文化の形成という視点から、中国の鴉片問題を捉えようとする文献に、以下のものがある。Frank Dikötter, Lars Laumann, Zhou Xun, *Narcotic Culture: A History of Drugs in China*. London: Hurst and Company, 2004. Zheng Yangwen, *The Social Life of Opium in China*. Cambridge: Cambridge University Press, 2005.

(4) 清末の鴉片税については、林満紅「晚清的鴉片税(一八五八—一九〇九)」『思与言』第一六卷第五号、一九七九

年、四二七―四五一頁が、一九世紀後半を中心として課税形態や地方毎の徴税状況、徴収された税収を繞る中央・省間の関係に論及する。土葉統税については、同論文、四三五頁で言及されているが、徴税原則を簡単に述べたのみで、掘下げた分析は為されていない。禁煙運動についても、税収が減少した原因と捉えるに止まる。

新政時期の財政と鴉片税の関係については、林前掲論文、四四一頁の他、以下を参照。羅玉東「光緒朝補救財政之方策」『中国近代經濟史研究集刊』第一卷第二期、一九三三年、二四二―二五八頁。黒田明伸『中華帝国の構造と世界經濟』名古屋大学出版会、一九九四年、一九八―二〇八頁。何漢威「清季国産鴉片の統捐与統税」、全漢昇教授九秩榮慶祝寿論文集編輯委員会編『薪火集——伝統与近代変遷中的中国經濟——全漢昇教授九秩榮慶祝寿論文集』稻郷出版社、二〇〇一年、五四五―五八九頁。劉增合『鴉片税収与清末新政』生活・読書・新知三聯書店、二〇〇五年、第一、三、五章。

土葉統税についての専論は、管見の限りでは何前掲論文と劉前掲書、第三章のみである。その他、臨時台湾旧慣調査会編『清国行政法』第六卷、臨時台湾旧慣調査会、一九一三年（南天書局、一九八九九年影印）、一一一―一二二頁、

及び羅前掲論文と黒田前掲書の前述箇所と言及が見られるが、制度の概説に止まる。その他、于前掲書、一三九―一四四頁、王宏斌『禁毒史鑑』岳麓書社、一九九七年、二六五―二六六頁、秦和平『四川鴉片問題与禁煙運動』四川民族出版社、二〇〇一年、三二―三四頁等、禁煙運動に対する関心から行われた研究も、新政と鴉片税収の関係や、土葉統税の実施に言及するものの、財政史の文脈から行われた研究と大きく異なる内容ではない。

なお劉前掲書、一一七―一三六頁、及び劉增合『嬾麥之境——晚清經濟与社会研究疏稿』中国社会科学出版社、二〇一七年、二九三―三三四頁に抛ると、土葉統税と並行して各省では鴉片の専売制が試みられたが、度支部や在華英国当局からの圧力もあり、実現した地域は限られていたといふ。

(5) 李鵬年他編『清代中央国家机关概述』黒龍江人民出版社、一九八三年、一六一―一六二頁。又、臨時台湾旧慣調査会編『清国行政法』第一卷上、臨時台湾旧慣調査会、一九一四年（南天書局有限公司、一九八九九年影印）、二九〇頁も参照。

(6) 羅玉東『中国釐金史』上冊、商務印書館、一九三六年（大東圖書公司、一九七七年影印）、七二頁。近藤秀樹『清

代の捐納と官僚社会の終末(下)』『史林』第四六卷第四号、一九六三年、五九二―五九三頁。岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇四年、一三二―一三七頁。

(7) 省財政が形成される土台となった、「局所」を梃子とする督撫の権限拡大を、中央の各省に対する統制力の低下と捉える例として、岩井前掲書、第三章を参照。それに対し、新時期に於ける督撫の任期の傾向と、同時期に各省で進められた「局所」の統廃合の進捗状況とを組み合わせ、中央の各省に対する統合の維持を読み取ろうとする例として、土居智典「光緒新政時期の清朝中央による地方統治と省財政機関の再編についての一考察」『九州大学東洋史論集』第四四号、二〇一六年、二六―四八頁を参照。山本一「清末山西省の財政改革と「局所」」『社会経済史学』第七九卷第四号、二〇一四年、五〇―五一九頁は、張之洞が一八八〇年代の山西省で攤捐を整理する際、「局所」を活用する事で布政使司とは独立した財政基盤を作り上げた事について、中央集権的な体制の枠組内で、中央からの財政的圧力に対応しつつ、地方行政を柔軟に遂行する施策の結果として生まれた状況と捉える。督撫の権限拡大という現象をどう見るかは、それぞれ異なる様であるが、何れにしても「局所」

の活動で得られた収入の扱いが、中央と省の間で摩擦を引起す要因であり続けたという事は、共通して認める所となっている様に見える。後述する清理財政の研究も、その点は同様だと考えられる。

(8) 林満紅(木越義則訳)「中国産アヘンの販売市場(一八七〇年代―一九〇六年)」『東方学報』京都、第七八冊、二〇〇六年、二七七―二七六頁。山西省の気候の寒冷さや、罂粟栽培により食料生産を阻害する事も多かったという事情は、罂粟栽培の拡大を制約する要因となったという。同省に於ける鴉片の需給状況が自給自足的であったのも、同省の鴉片生産が省外に広い市場を獲得し得る程には拡大できなかつた為なのだろう。ここに、省外へ大量の鴉片を移出していた、南方の主要な鴉片産地である四川省等との違いがあると言えよう。新村容子『アヘン貿易論争——イギリスと中国』汲古書院、二〇〇〇年、二八七―二八八頁。林満紅(木越義則訳)「清末における国産アヘンによる輸入アヘンの代替(一八〇五―一九〇六)——近代中国における「輸入代替」の一事例研究」、中村哲編『近代東アジア経済の史的構造』日本評論社、二〇〇七年、九四―九五頁。

(9) 宣統三年七月一九日に、四川省や東三省と共に、罂粟栽培の撲滅が宣言された<sup>2)</sup>。H. B. Morse, *The International*

*Relations of the Chinese Empire*, Vol. III, London: Longmans, Green and Co., 1918, p. 438.

(10) 練兵処及び陸軍部による新式陸軍の建設については以下を参照。波多野善大『中国近代軍閥の研究』河出書房新社、一九七三年、一〇八—一二二頁。J・チェン(守川正道訳)『袁世凱と近代中国』岩波書店、一九八〇年、八三—九三頁。

(11) 清代の戸部による財政管理は、岩井前掲書、第二章を参照。

(12) 黒田前掲書、二〇三頁。羅前掲論文、二四九—二五三頁。劉前掲『鴉片税収与清末新政』、五五—五六頁。

(13) 東亜同文会編『支那経済全書』第一輯、東亜同文会、一九〇七年、六二九—六三〇頁に拠ると、予定された一〇〇万両に対し、集ったのは五四万四〇〇〇両だった。

(14) 『東方雜誌』第二年第一期、光緒三十二年一月二五日、財政、「練兵大臣兵部侍郎鉄奏請試辦八省土膏統捐並派員經理情形摺」、九—一二頁。

(15) 『東方雜誌』第二年第七期、光緒三十二年七月二五日、財政、「財政処戸部会奏遵旨籌議八省土膏統捐請派大員管理摺」、一〇四—一〇六頁。柯逢時は湖北省武昌の人、光緒九年(一八八三)の進士で、張之洞の門弟だったという。劉

前掲『鴉片税収与清末新政』、七〇頁。

(16) 『東方雜誌』第三年第七期、光緒三十二年六月二五日、財政、「財政処戸部会奏議覆各省膏捐辦法摺片」、一二二—一二六頁。尤もこの上奏の末尾に付された土膏統捐章程に拠ると、江西、安徽、湖南、湖北、広東、広西の諸省には特殊な規定が設けられ、必ずしも光緒三〇年の鴉片税収額が定額とされたわけではない様である。同前、一三二—一三三頁。

(17) 『大清德宗景皇帝實録』(以下、『德宗實録』と略記)卷五六五、光緒三十二年一〇月甲子の条、管理八省土膏統捐事宜戸部右侍郎柯逢時奏、第二葉a—b。

(18) 『政治官報』第八一四号、宣統元年二月二〇日、摺奏類、「督辦土膏統捐大臣柯逢時奏裁撤土稅各分局情形摺」。

(19) 『政治官報』第一二二五号、宣統三年三月二日、摺奏類、「度支部奏裁撤土膏統捐各局請將善後事宜責成各省督撫辦理摺」。但しこの決定を承け、当時残っていた土膏統捐総局と分局が実際に廃止されるのは、この上奏より後の事となる。

(20) 黒田前掲書、二〇五頁。何前掲論文、五八六頁。劉前掲『鴉片税収与清末新政』、一四四—一四五頁。

(21) 清理財政政策については、以下を参照。羅前掲論文、

二五八—二七〇頁。趙學軍「清末的清理財政」、王曉秋・尚小明主編『戊戌維新与清末新政』北京大學出版社、一九九八年、二八六—三三三頁。岩井茂樹「中華帝國財政の近代化」、飯島涉他編『シリーズ二〇世紀中國史—中華世界と近代』東京大學出版會、二〇〇九年、一二—一二五頁。

土居智典「清末預備立憲時期における財政制度改革——清理財政局を中心として」『社會經濟史學』第八〇卷第二号、二〇一四年、一七三—一九三頁。佐藤淳平『近代中國財政史——「外省」から「地方」へ』東京大學出版會、二〇二〇年、第一、二章。

(22) 羅前掲論文、二六七—二七〇頁。趙前掲論文、二九〇—三〇九頁。岩井前掲論文、一二四—一二五頁。土居前掲「清末預備立憲時期における財政制度改革」、一七六—一八九頁。佐藤前掲書、五九—六四頁。督撫が中央の裁可を経ず、独自の裁量で動かした経費である外銷と、中央に會計報告が行われた経費である内銷については、以下を参照。羅前掲論文、二六三頁。岩井前掲書、第四章。

(23) 山西清理財政局編『山西全省財政說明書』、一九一〇年（經濟學會編『財政說明書——河南省・山西省』經濟學會、一九一五年復刻）、第二種「山西藩庫内外銷收支各款說明書」、第一類「山西藩庫内外銷收款說明書」、第三類「土藥稅收入」、

「土藥稅統」、一四頁。

(24) 前掲「山西藩庫内外銷收支各款說明書」、「例言」、一頁に拠ると、定額のある税目についてはその定額を記載し、定額の無い税目については光緒三四年の実数を記載したという。

(25) 前掲「財政処戸部會奏議覆各省膏捐辦法摺片」、一二六—一二四頁に掲載されている。

(26) 同前、一三二頁。

(27) 同前、一三三—一三四頁。

(28) 同前、一三一頁。

(29) 同前、一三〇—一三一頁。

(30) 同前、一二七頁。

(31) 同前、一二六—一二七頁。

(32) 同前、一二八頁。

(33) 同前、一二八—一二九頁。

(34) 同前、一三一—一三二頁。

(35) 同前、一二九頁。

(36) 同前、一二八頁。

(37) 『政治官報』第三七七号、光緒三四年一〇月一九日、摺奏類、「山西巡撫宝棻奏請截留土藥稅籌辦禁煙善後事宜摺」。

(38) 『政治官報』第二一一号、光緒三四年五月一日、摺奏

- 類、「民政部会奏酌擬禁煙稽核章程嚴定考成辦法摺併單」。
- (39) 『德宗実録』卷五六一、光緒三二年六月丙戌の条、山西巡撫恩壽奏、第九葉a。『山西省財政説明書』第一種「山西省財政沿革利弊説明書」、第二編「各論上 国家財政」、第一章「藩庫」、第四節「藩署辦公処之縁起」、八八頁。武靜清・陳興國『十九世紀末二十世紀初葉山西財政与經濟』中国財政經濟出版社、一九九四年、五三一—五四頁。山本前掲論文、五一—九頁。山西省を含む幾つかの省では、清理財政政策の開始に先立ち、「財政局」といった名称の機構を設け、そこに省内の「局所」が果たしていた財政機能を統合させていたという。土居前掲「光緒新政時期の清朝中央による地方統治と省財政機関の再編についての一考察」、三四頁。
- (40) 『東方雜誌』第三年第一期、光緒三二年一月二五日、財政、「各省財政彙誌」、二五二頁。
- (41) 『東方雜誌』第三年第九期、光緒三二年八月二五日、財政、「山西財政処章程」、二〇五頁。
- (42) 同前、二〇四頁。
- (43) 同前、二〇三頁。
- (44) 同前、二〇四頁。
- (45) 前掲「財政処戸部会奏議覆各省膏捐辦法摺片」、一三〇頁。
- (46) 同前、一三〇—一三二頁。
- (47) 『政治官報』第七六九号、宣統元年一月四日、摺奏類、「又奏請將統稅准抵解部各款片」。
- (48) 前掲「財政処戸部会奏議覆各省膏捐辦法摺片」、一二八頁。
- (49) 『東方雜誌』第四年第三期、光緒三三年三月二五日、内務、「度支部奏議覆内閣學士兼礼部侍郎銜吳通籌禁煙辦法摺」、一〇〇頁。
- (50) 『政治官報』第四二九号、光緒三四年二月二日、摺奏類、「度支部奏議覆晋撫奏籌辦禁煙請截留土稅以充經費摺」。
- (51) 『光緒朝東華録』(中華書局、一九五八年、第五冊)光緒三三年八月甲子の条、柯逢時・程儀洛奏、総五七三四—五七三五頁。
- (52) 同前。四川省は光緒三三年に土葉統稅を停止し、稅務を自ら処理する事となった。自省産鴉片については、地産地消の場合と省外へ移出される場合とを問わず、土葉統稅以前の規則に準じて課稅し、省外へ移出された鴉片については、出境して最初に通過した局卡で土葉統稅を改めて徵収する事とされた。四川清理財政局編『四川全省財政説明

書」、一九一〇年(経済学会編)『財政説明書——新疆省・四川省』経済学会、一九一五年復刻)「土税説明書」、三四頁。同様の措置は雲南省と貴州省にも適用されたという。『政治官報』第二一一号、光緒三十四年五月一日、摺奏類、「度支部奏貴州土税擬仿川滇兩省變通辦理片」。

(53) 『政治官報』第五六号、光緒三十三年一月一六日、摺奏類、「度支部議覆統稅大臣奏土葉稅細請裁部局歸各省自辦摺」。

(54) 同前。

(55) 同前。

(56) 前掲「又奏請將統稅准抵解部各款片」。

(57) *House of Commons Parliamentary Papers, China. No. 3 (1909), Despatches from His Majesty's Minister at Peking, forwarding Reports respecting the Opium Question in China, Incl. 2 in No. 1, Sir J. Jordan to Sir Edward Grey, Peking, Oct. 21, 1909, p. 30.*

(58) 前掲「又奏請將統稅准抵解部各款片」。未納の税が存在するという事態は、土葉統稅を納める手段である現銀を用意できなかった場合の措置と関係していると考えられる。

前掲「財政処戸部會奏議覆各省膏捐辦法摺片」、一二七—一二八頁に拠ると、三つの措置が定められている。第一に、

商人の持つ鴉片を税の抵当とし、三箇月を期限とする証書を商人に対して発行する。商人はその証書を持って鴉片の受取り、運搬、販売をする。証書の期限が過ぎても鴉片を受取らなければ、官が税額に照らして鴉片を売捌き、証書を回収する。第二に、税額が多いものの、局のある場所が大きな鎮ではなく、現銀の調達が困難な場合、商人が局に対して一箇月を期限とする手形を振出し、納税に代える。商人が閉店した場合、その商人に賠償させる。第三に、僻地の州県で現銀が不足している場合、制錢や銀元による納税を認め、各土葉統稅分局が地域の市場価格に照らして詳細に納税額を見積り、低く抑えてはならないという。これらの措置が繰返される内に、未納の税が累積したのである。

(59) 『政治官報』第八一四号、宣統元年二月二〇日、摺奏類、「度支部奏核覆晉撫奏統稅局應撥晉省銀兩請抵解部各款摺」。

(60) 前掲「財政処戸部會奏議覆各省膏捐辦法摺片」、一二九頁。

(61) 『政治官報』第一四三号、光緒三十四年二月二日、摺奏類、「度支部等會奏辦理土稅出力人員摺尤請獎摺」。

(62) この問題については前掲拙稿「清末の禁煙運動に於け

る中央・省関係」で論じた。

タントとして、同研究院から研究上の支援を受けた。本稿はその際に得られた研究成果の一部である。

【附記】筆者は、北海道大学大学院文学研究院が行う研究プロジェクト「人文学と社会」の令和三年度リサーチ・アシス

(徳島県立鳥居龍藏記念博物館・学芸員)

ters and other problems, such as the spread of poverty, degraded government officials, and rampant corruption, became increasingly serious in the second half of the Latter Han period.

During the same period, a recovery policy emerged in which local governors unconditionally forgave bandits and accepted their surrender. However, the forgiveness of bandits was originally the exclusive prerogative of the emperor. In fact, during the Former Han dynasty, local governors were sometimes punished for forgiving bandits on their own. However, in the second half of the Latter Han period, this punishment was not apparent as local governors were recognized and honored by the imperial court instead. Specifically, this shift was due to the recovery policy implemented by regional governors that included measures for rebuilding people's lives, such as reducing harsh administration. These measures were more effective than pardon in dissolving bandits and preventing their re-emergence.

## The Centralized Excise Collection System for Native Opium at the End of the Qing Dynasty

BANDO Yutaka

The central government of the Qing Dynasty established the Commission for Army Reorganization in 1903 and then created the centralized excise collection system for native opium (*tuyao tongshui* 土藥統稅) in 1905 to finance the Commission. This article analyzes the operation of this system in Shanxi Province, one of the chief opium-growing districts at that time.

Under this system, tax revenue was distributed as follows: the provincial government's incomes were fixed based on their opium tax revenue in 1904, and the central government received the excess income. However, the provincial governments did not gain a fixed income, because the tax revenue was distributed between the central and provincial governments in a predeter-

mined ratio. The head office for the collection of the excise on native opium was located in Wuchang, with a branch in each province. These institutions, affiliated with the Ministry of Finance, collected tax, issued tax payment certificates, and maintained stations for tax collection.

In Shanxi Province, revenues from a tax levied on land where poppies were cultivated were distributed between the central and provincial governments in the same way as the excise on native opium. This indicates that the Ministry of Finance sought deeper involvement in the collection of the tax for opium produced for local consumption. In addition, the branch office for the collection of the excise on native opium owed excise revenue to the provincial government. This suggests that the head of the branch office reduced the amount of tax revenue distributed to the provincial government, and increased the amount distributed to the central government.

Under this system, the Ministry of Finance had the lead role in tax collection, which was why the central government was able to centralize opium tax revenue. However, this also means that the central government had no alternative means of centralizing opium tax revenue. In addition, the system's success depended on whether provincial governments supported the traffic of opium to facilitate excise collection by the head office and its branches.

### Jewish Intellectuals and the 'Citizen, Speak Turkish!' Campaign in Early Republican Turkey

IWAMOTO Hirofumi

This paper examines the responses of two prominent Jewish intellectuals, Tekin Alp and Avram Galanti, to the 'Citizen, Speak Turkish!' Campaign in 1928, which was the biggest campaign demanding that all non-Turkish-speaking citizens speak the Turkish language during early republican Turkey. During the campaign, Jews were harassed in public spaces because they